

旭医大達第87号  
令和3年8月23日

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

### 旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学基金規程（平成28年旭医大達第27号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略) (庶務) 第11条 基金の庶務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。 (略)  <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第11条の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u>  【改正理由】 令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (庶務) 第11条 基金の庶務は、事務局各部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。 (略)

